

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託仕様書

1 件名

「新宿区くらしのガイド」企画制作委託

2 目的

新宿区(以下、甲という。)は、行政情報に加え、区民生活に密着した地域情報を取り入れた付加価値の高い情報冊子「新宿区くらしのガイド」(以下、「くらしのガイド」とし、冊子の名称は区と受託者(以下、「乙」という。)の協議により決定する)を発行し、区民に提供することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から、令和8年3月13日(金)まで

4 納品場所

新宿区役所本庁舎ほか11～12箇所(区内特別出張所10箇所、区内保管場所1～2箇所)

5 発行形態及び構成

以下①から⑤を合わせた協働発行形態とする。①、②及び④の原稿作成及び①から⑤の編集は乙が行う。なお、各頁数は7(2)に定めのあるとおり。

- ① 表紙:乙が構成案作成、甲と乙の協議後、原稿作成は乙が行う。表紙には、冊子の概要等を収録した音声読上げコードを印字するとともに、音声読上げコードの位置を示す切り欠き加工を行う。
- ② 特集等ページ:「(仮題)わたしたちの防災」「(仮題)区の広報ツール」を掲載。甲と乙で構成案作成、原稿作成は乙が行う。
- ③ 行政情報ページ:冊子前半部分を使用し、乙が構成案作成、甲と乙の協議後、原稿作成は甲が行う。
※情報をカテゴリごとに一覧表に集約し、原則として、二次元コードを併せて掲載する。ただし、表に掲載しきれない内容がある情報は、表外に項目立てて掲載する。二次元コードの作成は、甲が提供するURLにより、乙が行う。
- ④ 広告ページ:原則として上記①～③の各ページ内には掲載しない。甲の指示があった場合にのみ上記①～③に掲載することができる。
- ⑤ ハガキ(区長へのハガキ)

6 業務委託内容

以下の各項目を遵守し、区民が必要とする行政情報を誰もが利用しやすい形で掲載し、区民生活に密着した地域情報を取り入れた、付加価値の高い情報冊子を制作する。

- (1) 甲作成の行政情報原稿(磁気媒体、一部紙原稿)の編集、行政情報ページとして甲へ提示
- (2) 甲から指示された行政情報ページに関する編集

- (3) 行政情報ページの編集会議への出席、行政情報の提供方法に関する改善案の提示
- (4) 行政情報ページに必要な画像等の資料を、甲の求めに応じて提供
- (5) 特集ページの取材、原稿作成、編集、校正
- (6) 広告に関する取り扱い
- (7) 冊子全体の装丁等デザイン、レイアウト、版下作成、最終校正
- (8) 印刷及び製本
- (9) 区公式ホームページで公開する電子書籍版(製本版と同内容)の制作
- (10) 納品(製本版およびPDFデータ、電子書籍版)
- (11) ぐらしのガイド制作に附帯するその他の業務

7 規格・数量

- (1) 判型 A4判縦
 - ※ 貼り込みハガキあり:通常ハガキ(縦148mm×横100mm)左に切り取り線加工を施し、説明文記載面(横70mm以上)を作成する。
- (2) 頁数 総頁(表紙含む)は198頁以内とする。
 - ※ 総頁及び頁割りは、委託業者の決定後協議により決定する。
(参考:新宿区ぐらしのガイド2024年版の頁数。総頁:222頁、表紙:1頁、ハガキ:1枚(2頁)、特集ページ:31頁、行政情報ページ:146頁、地域情報ページ(医療機関情報、広告、その他):41頁、裏表紙:1頁)
- (3) 紙質 表紙:再生コート紙90kg以上
本文:再生紙45kg以上、白色度 75%以上
ハガキ:再生上質紙135kg以上 ※切り取り線加工つき
 - ※ 再生紙の入手が難しい場合は可能な限り環境に配慮した用紙とする
- (4) 刷色 行政情報ページ:二色(青・スミ)以上、その他:カラー
- (5) 印刷 オフセット印刷
- (6) 製本 あじろ綴じ、スミ穴
- (7) 部数 8万7千部
- (8) 電子書籍版 区のホームページコンテンツ管理システムでアップロードできること。
以下の動作環境(OSとブラウザ、ディスプレイ)で閲覧可能であること
Windows10以降…Microsoft Edge、FireFox、GoogleChrome
Mac os X v.10.9以降…Safari、FireFox、GoogleChrome
ディスプレイ(1024×768ピクセル以上表示可能)
 - ※ 甲と乙で協議の上、電子書籍版から区公式ホームページ内関連ページへのリンク機能の付与や検索機能の整備等、閲覧者の利便性に配慮すること。

8 支払方法

納品後、甲は乙の請求に基づき、一括で支払うものとする。

9 業務運営設計

- (1) 乙は、本業務を適切に遂行するため、業務運営管理体制を整備し、業務全体の計画・進行・

確認を統括すること。

- (2) 事故、災害、システム障害等のトラブル発生時に備えた緊急対応計画をあらかじめ策定すること。
- (3) 他の地方公共団体や企業における参考事例、または関連技術動向等に関する情報を、必要に応じて甲に提供すること。

10 業務責任者の責務

- (1) 業務責任者は、甲との連絡体制を常に保持し、迅速な連絡・調整が可能な状態とすること。
- (2) 本業務の進行状況管理、問題発生時の対応、進捗確認等、業務全体のマネジメントを適切に行うこと。
- (3) 業務内容の分析、問題抽出、改善提案を通じて、業務品質の維持および向上に努めること。

11 偽装請負の防止

- (1) 本業務の遂行にあたり、甲は業務従事者に対して直接の指示・依頼等を行わない。
- (2) 業務に係る従事者に対する労務管理、安全衛生、業務指示等の管理・命令はすべて乙が行うこと。

12 業務報告

乙は、本業務の作業完了後、支出手続きにあたって必要となる作業完了報告書を甲に提出すること。

13 留意事項

業務委託内容の実施にあたり、乙は以下の点に留意すること。

- (1) 特集等ページ、行政情報ページ及び表紙の編集にあたっては、甲と十分に協議すること。なお、文字の大きさや種類など、高齢者や障害者が読みやすいよう配慮すること。
- (2) 行政情報ページの校正は、原則として3校までとする。
- (3) 広告ページには、区民生活に密着した業種(医療機関・介護関係・住まい・飲食・子育て・相談など)の企業・団体情報を収集し、広告を掲載すること。
- (4) (3)に係る企業・団体情報の編集にあたっては、読者が検索しやすい工夫を施すこと。
- (5) 広告はすべて乙による取り扱いとし、その収入は乙に属する。
- (6) 広告のページ使用量は、冊子の20%程度を上限する。
- (7) 区内の個人事業主及び小規模企業向けに、特別割引等の対応(1枠8分の1ページを4万円程度、8枠以上を提供)を行うこと。この場合、二色刷り等その他広告との区別(区別方法は、甲と乙の協議により決定する)を可とする。
- (8) 乙は、自社の広告掲載基準を甲に提示すること。また、その内容が本契約に適さないと甲が判断した場合には、その全部または一部を甲と協議のうえ、変更したものを本契約に使用する。
- (9) 広告掲載の申込み、広告の対象、内容、表現については、新宿区広告掲載ガイドライン(平成26年4月1日26新総合行第8号)に掲げる事項を遵守すること。
- (10) 以下の①から④に該当する広告については「くらしのガイド」に掲載しない。該当する

広告の掲載申込があった場合、乙は速やかに甲に連絡し、甲の指示もしくは協議により掲載の可否を決定すること。

- ① くらしのガイドの公共性および品位を損なうおそれがあるもの
 - ② 人事募集にかかわるもの
 - ③ 公序良俗に反するもの
 - ④ その他、くらしのガイドに掲載する広告として妥当でないと認められるもの
- (11) 本仕様書に定める各工程で作業誤りが生じないよう、必要に応じて複数人によるダブルチェック(受託者側の責任校正)を実施するなど、乙において本仕様書の内容が確実に履行できる体制を講じること。

14 その他

- (1) 乙は常に甲と緊密な連絡体制をとること。
- (2) 特集ページ及び行政情報ページの著作権はすべて甲に帰属し、甲の判断で二次利用できる。
- (3) 発行時に行う配布については、区が別途契約した受託者が行う。このほか甲は、区施設や各種行政機関等に設置し、希望者へ配布するほか、転入者への窓口配布を行う。
- (4) 甲は、次回発行は令和9年度を予定している。なお、甲の組織改正等により発行年度は変更することがある。
- (5) 本業務委託に伴い入手する個人情報や区内部情報の取扱については、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (6) 契約の履行にあたって自動車を使用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (7) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (8) 契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (9) 契約の履行にあたっては、感染症等の感染防止に努めること。
- (10) 本仕様書は業務の大要を示すものであり、疑義が生じた場合には甲と協議の上、誠実に履行すること。仕様書に明示されていない事項及び不明確な点がある場合も、甲の指示もしくは協議のうえ決定する。

- (11) 本契約についての問い合わせ先

新宿区総合政策部区政情報課広報係 津寫・中山
電話 03-5273-4064